平成２９年（フ）第４５７６号
大阪市浪速区大国１丁目11番７－1401号
債務者　山下　公子
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５９５号
大阪市西成区天下茶屋３丁目３番15号　Ｈ－ｍ天下茶屋　105
債務者　木村沙貴こと　ＨＡＣＨＥＲＯ　ＳＡＫＩ　ＭＩＬＡＮ（旧姓澤田）
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２５号
岡山県赤磐市草生376番地
債務者　**楢**原美津江
1　決定年月日時　平成29年11月10日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４３１号
岡山市南区芳泉３丁目10番５－１号　芳泉コーポＣ－６
債務者　福田　祐二
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９３号
栃木県佐野市山越町85番地２
債務者　西尾　昌久
1　決定年月日時　平成29年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第２７号
島根県益田市遠田町2427番地１（201）、前住所島根県益田市横田町82番地９
債務者　村上　徳之
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午前10時30分
松江地方裁判所益田支部

平成２９年（フ）第２８号
島根県益田市遠田町2427番地１（201）、前住所島根県益田市横田町82番地９
債務者　村上千恵美
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午前10時30分
松江地方裁判所益田支部

平成２９年（フ）第８１７９号
東京都江戸川区一之江７丁目３－３－202
債務者　奥山　　理
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８２０１号
東京都足立区大谷田１丁目44－８－301
債務者　車崎　義男
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８２０４号
東京都練馬区西大泉５丁目35－１－401
債務者　高野　朋之
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８２０５号
東京都板橋区蓮根１丁目13－13－103
債務者　金光　義一
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８２２０号
東京都世田谷区弦巻４丁目33－２－206
債務者　星野ふさ子
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８２５６号
東京都小金井市緑町３丁目３－21－246
債務者　尾方　龍馬
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８２６１号
東京都江東区東砂３丁目19－14－302
債務者　柳瀬　麗奈
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８２６４号
東京都八王子市中野上町３丁目27－５　Ｋハウス１　201号
債務者　小林　正輝
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部